

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 御嵩町

令和8年6月30日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	120.8%
全職員	58.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-%
本庁課長相当職	92.0%
本庁課長補佐相当職	99.2%
本庁係長相当職	97.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	80.0%
31～35年	95.6%
26～30年	87.1%
21～25年	85.2%
16～20年	-%
11～15年	80.2%
6～10年	78.4%
1～5年	90.7%

【説明欄】

※任期の定めのない常勤職員には、休職による無給職員を除くほか、年度途中で休職となった職員については、全体の算出値に与える影響を考慮して除いています。また任期の定めのない常勤職員以外の職員には、地方公務員法第22条の2の規定により任用される会計年度任用職員を含みます。

※女性職員が不在の箇所には、「-」表記をしています。

※本庁課長補佐相当職及び本庁係長相当職の対象職員は、定年引上げ制度による常勤職員を除きます。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	4. 8%

【説明欄】

※令和 7 年 4 月 1 日時点の職員数となります。
令和 7 年度から、女性職員が管理職に登用されており、次年度以降も引き続き管理職へ登用される女性職員が増加見込みとなっています。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	－%
本庁課長相当職	5. 9%
本庁課長補佐相当職	20. 0%
本庁係長相当職	29. 0%

【説明欄】

※令和 7 年 4 月 1 日時点の職員数となります。
※本庁課長補佐相当職及び本庁係長相当職の対象職員は、定年引上げ制度による常勤職員を除きます。

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	採用人数（うち女性）	女性比率
一般事務職	8（5）	62. 5%
保健師	1（1）	100. 0%

V 継続勤務年数の男女差

区分	令和7年度
男性	17年7月
女性	13年10月

VI 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	-%
女性	-%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	-%	-%	-%	-%
1週間以上2週間未満	20.0%	-%	-%	-%
2週間以上1月以下	40.0%	-%	-%	-%
1月超3月以下	-%	-%	-%	-%
3月超6月以下	20.0%	-%	-%	-%
6月超9月以下	-%	-%	-%	-%
9月超12月以下	20.0%	-%	-%	-%
12月超24月以下	-%	-%	-%	-%
24月超	-%	100.0%	-%	-%

【説明欄】

※女性職員が不在の箇所には、「-」表記をしています。

VII 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	9.2 時間／月
内部部局等以外	9.8 時間／月

【説明欄】

※管理的地位にある職員以外の職員は、非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除きます。